議案第 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更 について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り周陽環境整備組合を脱退させ、並びに令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)第3条第8号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ○年 ○月 ○日提出



山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約 別表第1中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第2の2及び6の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の8の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の11の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

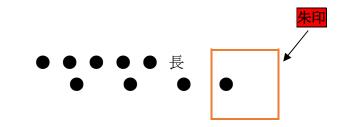
この規約は、令和5年4月1日から施行する。

原案可決 令和〇年〇月〇日	●●●●●議会議長	0	0	印影
この写しは議決書原本と相違あ 令和○年○月○日	りません ●●●●●議会議長	0	0	朱印〇

山口県市町総合事務組合からの周陽環境整備組合の脱退について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させる。

以上のとおり協議を行った。 令和5年3月28日



山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更 及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)第3条第8号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約 別表第1中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第2の2及び6の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の8の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の11の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

以上のとおり協議を行った。 令和5年3月28日

